

ター（法第5条第28項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～15 （略）

第11の2 就労選択支援

1 就労選択支援サービス費（1日につき） 1,210単位

注1 指定就労移行支援等（第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等をいう。以下この注1において同じ。）、指定就労継続支援A型等（第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等をいう。以下この注1において同じ。）若しくは指定就労継続支援B型等（第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は第14の1のトに規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下この注1において同じ。）を利用する意向を有する者又は現に指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等を利用している者に対して、指定障害福祉サービス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援（以下「指定就労選択支援」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 就労選択支援サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

ター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～15 （略）

（新設）

3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定障害福祉サービス基準第173条の9において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合は、特定事業所集中減算として、200単位を所定単位数から減算する。

8 利用者が就労選択支援以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労選択支援サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福

祉サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労選択支援の利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第173条の3に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労選択支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択事業所において、指定指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労選択支援の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する指定就労選択支援事業者が、指定障害福祉サービス基準第173条の9において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項又は第2項に規定する利用者負担

額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等である利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労選択支援事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労選択支援事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労選択支援事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第173条の3の規定により置くべき就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所において、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 就労選択支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 就労選択支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

7 欠席時対応加算 94単位

注 指定就労選択支援事業所において指定就労選択支援を利用する利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、当該指定就労選択支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第173条の3の規定により指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録したときに、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算(I)	32単位
ロ	医療連携体制加算(II)	63単位
ハ	医療連携体制加算(III)	125単位
ニ	医療連携体制加算(IV)	
	(1) 看護を受けた利用者が1人	800単位
	(2) 看護を受けた利用者が2人	500単位
	(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400単位
ホ	医療連携体制加算(V)	500単位
ヘ	医療連携体制加算(VI)	100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、

イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労選択支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

9 送迎加算

イ 送迎加算(I) 21単位

ロ 送迎加算(II) 10単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労選択支援事業所（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この9において同じ。）において、利用者（当該指定就労選択支援事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労選択支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

—

10 在宅時生活支援サービス加算 300単位

注 指定就労選択支援事業所が、居宅において支援を受けるこ

とを希望する利用者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村長が認めるものに対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

第12～第14の2 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ～ハ (略)

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第21項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の3の2の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第29項に規定する福祉ホームに入所等をしていて障害者であって、退所等をしてから1

第12～第14の2 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ～ハ (略)

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の3の2の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていて障害者であって、退所等をしてから1